

○総務省告示第十八号

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第四号）の施行に伴い、令和二年総務省告示第二百七十三号（地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件）は、廃止する。

令和三年一月二十九日

総務大臣 武田 良太